

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア製品(以下「本製品」といいます)を開封またはインストールする前に、下記の使用許諾契約書をお読みください。インストールした時点で本契約に同意したものとし、安心計画株式会社(以下「甲」といいます)は、本製品を使用する非独占的かつ譲渡不能な使用権を下記条項に基づき使用者(以下「乙」といいます)に許諾します。なお、本製品に関して甲が後に提供するバージョンアップ品、交換品についても、本契約が適用されるものとし、

本契約に同意しない場合には、速やかにライセンス証書と全ての付属品を購入店に返品してください。

第1条 (用語定義)

- ① ソフトウェアとは、本製品に含まれる記録媒体に記録された全てのコンピュータプログラム、データをいいます。
- ② ソフトウェア複製物とは、コンピュータで読取可能な形で複製されたソフトウェアの全て、または一部分の複製物をいいます。
- ③ ドキュメントとは、本製品に含まれるマニュアルその他の印刷物をいいます。

第2条 (使用条件)

- ① 乙は、1ライセンスあたり1台のコンピュータに限り、ソフトウェアを主記憶装置に読み込ませて使用することができます。
- ② 乙は、ソフトウェアを保存する目的でソフトウェア複製物を作成することができます。但し、乙が作成したソフトウェア複製物の所有権は甲に帰属するものとし、記憶媒体の所有権は乙に帰属するものとし、
- ③ 乙はユーザー登録時記載した管理者の管理下においてのみ、本製品を使用するものとし、
- ④ 乙が、本製品を複数の端末からアクセス可能なネットワークサーバー等のコンピュータ等にインストールして使用する場合には、本製品を実行するために用いる各端末ごとに本製品を入手し、それぞれにつき使用許諾を受ける必要があります。

第3条 (禁止事項)

- ① 乙は、本契約に基づく本製品の使用権を第三者に譲渡、貸与、転売、リース、または使用権の再許諾をすることはできません。
- ② 乙は甲の許諾なしにソフトウェアまたはソフトウェア複製物の改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、プロテクトの解除または回避をすることはできません。

- ③ 乙は、ソフトウェアまたはソフトウェア複製物やドキュメントの著作権表示および商標を除去したり変更することはできません。
- ④ 乙が本製品のデータを改変することはできますが、それを第三者へ有償で配布することはできません。

第4条（保証範囲）

甲は、ソフトウェアの記録媒体やドキュメントに物理的欠陥があった場合、乙が本製品の使用权を購入した日から1年以内に限り、無料でこれらを交換するものとします。

第5条（責任の制限）

- ① 本製品の選択、導入および使用結果につきましては、すべて乙の責任となり、本製品が乙の期待する機能および使用効果に合致しなかったとしても、甲はその責任を負いません。
- ② 乙が本製品を使用した結果、乙または第三者に損害が発生したとしても、甲はその損害の種類及び程度を問わず、一切の責任を負いません。

第6条（契約の解除）

- ① 乙が本契約のいずれかの条項に違反したときは、甲は事前の通知なしに本契約を終了させることができます。その場合、乙はソフトウェアとソフトウェア複製物およびドキュメントを甲に返却するか、またはすべて破棄したことを示す文章を甲に送付するものとします。
- ② 前項の場合、甲は代金を返還しないものとします。

第7条（準拠法）

- ① 本契約は日本国法に準拠するものとします。
- ② 本契約の一部が法律に適合しなくなった場合は、その部分は本契約から除外します。但し、他の部分は何ら影響を受けないものとします。
- ③ 本契約に関する争訟についての専属的管轄裁判所は、福岡地方裁判所とします。

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 3-22-8
朝日生命博多駅前ビル 8階
安心計画株式会社